

最低制限価格の設定について

坂出市では、公共工事の低入札による品質低下や下請業者へのしわ寄せ防止に加え、適正価格での契約を推進する観点から、次のとおり最低制限価格（入札書比較）を算定します。

なお、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し、落札者にはなれません。

最低制限価格（入札書比較）

次の（１）から（４）の合計額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、その金額が、予定価格（消費税抜き。以下同様。）の 92%を超える場合には、予定価格の 92%（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、予定価格の 75%に満たない場合には、予定価格の 75%（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- （１）直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- （２）共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- （３）現場管理費に 10 分の 9 を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- （４）一般管理費等に 10 分の 6.8 を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

※上記（１）から（４）に掲げる額が明確に区分されていないもの、または市長が特に認めたものについては、上記の設定方法にかかわらず、予定価格に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で市長の定める割合割合を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

なお、工場製作のある工事で、「機器費」の計上のある工事（「直接製作費」が工事費内訳書に計上されていない場合）については、最低制限価格の算定における各費目の内訳を下記のとおりとします。

- ①上記（１）の直接工事費は、市の設計の「直接工事費」と『「機器費」に 10 分の 6 を乗じた額(直接製作費)』の合計額とする。
- ②上記（２）の共通仮設費は、市の設計の「共通仮設費」と『「機器費」に 10 分の 1 を乗じた額(間接労務費)』の合計額とする。
- ③上記（３）の現場管理費は、市の設計の「現場管理費」と『「機器費」に 10 分の 2 を乗じた額(工場管理費)』の合計額とする。
- ④上記（４）の一般管理費等は、市の設計の「一般管理費等」と『「機器費」に 10 分の 1 を乗じた額(機器費の一般管理費等)』の合計額とする。